

新	旧
<p>約款・規定集</p> <p>信用取引口座約款</p> <p>(第1条～第9条 省略)</p> <p>第10条 (差入保証金、受入保証金)</p> <p>(1.～5. 省略)</p> <p>6. 受入保証金及び預託率の計算式は以下の通りです。</p> <p style="padding-left: 40px;">受入保証金 = 差入保証金 - (建玉評価損 + 建玉諸経費 (注文中のものを含む)) + 未受渡建玉決済損益</p> <p style="padding-left: 40px;"><u>なお、建玉評価損益合計がマイナスの場合のみ差し引き、当該合計値がプラスの場合は0として計算いたします。</u></p> <p style="padding-left: 40px;">預託率 (%) = 受入保証金 ÷ (建玉代金合計 + 注文中建玉代金合計) × 100</p> <p>(以下、省略)</p> <p>第11条 (代用有価証券の取扱い)</p> <p>1. お客様は、当社が代用有価証券として不適格と判断したものを除き、当社でお預かりするお客様の株券、ETF (上場投資信託)、REIT (不動産投資信託) 及びETN (上場投資証券) (この項において、これらを総称して「株券等」といいます。) であって、国内の取引所金融商品市場に上場されている株券等 <u>(以下、「国内株券等」といいます。)</u> 及びアメリカ合衆国に所在する適格外国金融商品市場に上場されている株券等は</p>	<p>約款・規定集</p> <p>信用取引口座約款</p> <p>(第1条～第9条 省略)</p> <p>第10条 (差入保証金、受入保証金)</p> <p>(1.～5. 省略)</p> <p>6. 受入保証金及び預託率の計算式は以下の通りです。</p> <p style="padding-left: 40px;">受入保証金 = 差入保証金 - (建玉評価損 + 建玉諸経費 (注文中のものを含む)) + 未受渡建玉決済損益</p> <p style="padding-left: 40px;"><u>(新設)</u></p> <p style="padding-left: 40px;">預託率 (%) = 受入保証金 ÷ (建玉代金合計 + 注文中建玉代金合計) × 100</p> <p>(以下、省略)</p> <p>第11条 (代用有価証券の取扱い)</p> <p>1. お客様は、当社が代用有価証券として不適格と判断したものを除き、当社でお預かりするお客様の株券、ETF (上場投資信託)、REIT (不動産投資信託) 及びETN (上場投資証券) (この項において、これらを総称して「株券等」といいます。) であって、国内の取引所金融商品市場に上場されている株券等及びアメリカ合衆国に所在する適格外国金融商品市場に上場されている株券等はおお客様の指示により代用有価証券とし</p>

<p>お客様の指示により代用有価証券として差し入れるものとします。</p> <p><u>2. 当社でお預かりすることとなる国内株券等を買付する際は、すべて国内信用取引の代用有価証券となります。外国株式信用取引の代用有価証券として差し入れる場合は、当該国内株券等の受渡後、お客様の指示により振替える必要があります。</u></p> <p><u>3. 国内株券等を外国株式信用取引の代用有価証券として差し入れている場合、当該国内株券等を買増し又は売却することはできません。当該国内株券等を国内信用取引の代用有価証券へ振替えた後に買増し又は売却を行ってください。</u></p> <p><u>4. 国内信用取引の預託率が30%を下回るとき、委託保証金が30万円を下回るとき又は不足金等が発生しているときは、国内信用取引の代用有価証券を振替えることはできません。また、外国株式信用取引の預託率が50%を下回るとき、委託保証金が当社の定める30万円相当額以上の米ドル額を下回るとき又は不足金等が発生しているときは、外国株式信用取引の代用有価証券を振替えることはできません。そのため、国内株券等を外国株式信用取引の代用有価証券として差し入れている場合においても、外国株式信用取引の預託率が50%を下回るとき、委託保証金が当社の定める30万円相当額以上の米ドル額を下回るとき又は不足金等が発生しているときは、当該国内株券等を振替えることも買増し又は売却することもできません。</u></p> <p>5. お客様は、<u>第1項</u>の代用有価証券を、当社がお客様に貸し付ける金銭又は有価証券を調達するため、証券金融会社又は母店金融商品取引業者等に再担保（混同担保）として提供できる代用有価証券の範囲として指定するものとします。</p> <p>6. 当社は、信用建玉に関して、お客様に貸し付ける買付資金や、売付</p>	<p>て差し入れるものとします。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>2. お客様は、<u>前項</u>の代用有価証券を、当社がお客様に貸し付ける金銭又は有価証券を調達するため、証券金融会社又は母店金融商品取引業者等に再担保（混同担保）として提供できる代用有価証券の範囲として指定するものとします。</p> <p><u>3.</u> 当社は、信用建玉に関して、お客様に貸し付ける買付資金や、売付</p>
--	---

<p>株券を当社が調達するためお客様より差入れられた代用有価証券を当社から証券金融会社又は母店金融商品取引業者等に再担保（混同担保）として提供する場合があります。これについて、お客様から包括的な同意を得ていることを確認させていただきます（包括的な同意をいただけない場合は信用取引をご利用いただけません。）。</p> <p>7. 前項の確認は、再担保同意明細書（取引残高報告書兼信用取引保証金代用有価証券再担保同意明細書として取引残高報告書と兼用します。）により行うものとし、再担保（混同担保）として使用できる代用有価証券は、当該再担保同意明細書に記載のものとしします。</p> <p>（以下、省略）</p> <p style="text-align: right;"><u>令和7年6月16日 改訂</u></p> <p style="text-align: center;"><u>外国株式信用取引口座約款</u></p> <p>（第1条～第8条 省略）</p> <p>第9条（差入保証金、受入保証金） （1.～5. 省略）</p> <p>6. 受入保証金及び預託率の計算式は以下の通りです。</p> <p style="padding-left: 40px;">受入保証金 = 差入保証金 - (建玉評価損 + 建玉諸経費（注文中のものを含む）) + 未受渡建玉決済損益</p> <p><u>なお、建玉評価損益合計がマイナスの場合のみ差し引き、当該合計値がプラスの場合は0として計算いたします。</u></p> <p style="padding-left: 40px;">預託率（%） = 受入保証金 ÷ (建玉代金合計 + 注文中建玉代金合</p>	<p>株券を当社が調達するためお客様より差入れられた代用有価証券を当社から証券金融会社又は母店金融商品取引業者等に再担保（混同担保）として提供する場合があります。これについて、お客様から包括的な同意を得ていることを確認させていただきます（包括的な同意をいただけない場合は信用取引をご利用いただけません。）。</p> <p>4. 前項の確認は、再担保同意明細書（取引残高報告書兼信用取引保証金代用有価証券再担保同意明細書として取引残高報告書と兼用します。）により行うものとし、再担保（混同担保）として使用できる代用有価証券は、当該再担保同意明細書に記載のものとしします。</p> <p>（以下、省略）</p> <p style="text-align: center;"><u>外国株式信用取引口座約款</u></p> <p>（第1条～第8条 省略）</p> <p>第9条（差入保証金、受入保証金） （1.～5. 省略）</p> <p>6. 受入保証金及び預託率の計算式は以下の通りです。</p> <p style="padding-left: 40px;">受入保証金 = 差入保証金 - (建玉評価損 + 建玉諸経費（注文中のものを含む）) + 未受渡建玉決済損益</p> <p><u>(新設)</u></p> <p style="padding-left: 40px;">預託率（%） = 受入保証金 ÷ (建玉代金合計 + 注文中建玉代金合</p>
--	---

計) ×100	計) ×100
(以下、省略)	(以下、省略)
第10条 (代用有価証券の取扱い)	第10条 (代用有価証券の取扱い)
1. お客様は、当社が代用有価証券として不適格と判断したものを除き、当社でお預かりするお客様の株券、ETF (上場投資信託)、REIT (不動産投資信託) 及びETN (上場投資証券) (この項において、これらを総称して「株券等」といいます。) であって、国内の取引所金融商品市場に上場されている株券等 <u>(以下、「国内株券等」といいます。)</u> 及びアメリカ合衆国に所在する適格外国金融商品市場に上場されている株券等はおお客様の指示により代用有価証券として差し入れるものとします。	1. お客様は、当社が代用有価証券として不適格と判断したものを除き、当社でお預かりするお客様の株券、ETF (上場投資信託)、REIT (不動産投資信託) 及びETN (上場投資証券) (この項において、これらを総称して「株券等」といいます。) であって、国内の取引所金融商品市場に上場されている株券等及びアメリカ合衆国に所在する適格外国金融商品市場に上場されている株券等はおお客様の指示により代用有価証券として差し入れるものとします。
<u>2. 当社でお預かりすることとなる国内株券等を買付する際は、すべて国内信用取引の代用有価証券となります。外国株式信用取引の代用有価証券として差し入れる場合は、当該国内株券等の受渡後、お客様の指示により振替える必要があります。</u>	<u>(新設)</u>
<u>3. 国内株券等を外国株式信用取引の代用有価証券として差し入れている場合、当該国内株券等を買増し又は売却することはできません。当該国内株券等を国内信用取引の代用有価証券へ振替えた後に買増し又は売却を行ってください。</u>	<u>(新設)</u>
<u>4. 国内信用取引の預託率が30%を下回るとき、委託保証金が30万円を下回るとき又は不足金等が発生しているときは、国内信用取引の代用有価証券を振替えることはできません。また、外国株式信用取引の預託率が50%を下回るとき、委託保証金が当社の定める30万円相当額以上の米ドル額を下回るとき又は不足金等が発生しているときは、外国株式信用取引の代用有価証券を振替えることはできません。そのため、国内</u>	<u>(新設)</u>

株券等を外国株式信用取引の代用有価証券として差し入れている場合においても、外国株式信用取引の預託率が50%を下回るとき、委託保証金が当社の定める30万円相当額以上の米ドル額を下回るとき又は不足金等が発生しているときは、当該国内株券等を振替えることも買い増し又は売却することもできません。

(以下、省略)

以上

令和7年6月16日 改訂